

整理 番号	ご意見等			ご意見に対する考え方
	頁	該当箇所	内容	
1	2	(5) 支援対象者	<u>「イ」のＤＶ被害者の定義に「性別に依らない」ことを追記して</u> はいかがでしょうか？ 先に（１）で記載されてはいますが、ＤＶ被害者を女性に限定する言説は根強く、アの困難女性の定義に引きずられて誤解されないように再掲してはと思います。	ご意見を踏まえ、追記します。
2	3	(6) 県と市町村の役割	<u>県および／または市町村の役割として、注意深く、そして広く市民から、団体に関する情報収集を行う、という趣旨を記載して</u> はいかがでしょうか？ 多様な民間団体の中には、必ずしも支援対象者への支援として連携すべきでない、あるいは連携できるかどうか不明な団体があることも考えられるためです。なお、本支援は一部の団体、支援者、被支援者にとどまらず、地域社会など幅広いネットワークでなされるものであり、前記の情報収集も一部団体や被支援者に限ることなく、広く受け入れて考慮されることを望みます。	本計画では、民間団体との連携が重要な視点だと考えております。本計画については原案のとおりとさせていただきますが、いただいたご意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
3	3	(6) 県と市町村の役割	<u>支援体制の構築にあたり、各地の実情に応じて、合理的な既存リソースの活用を勧めるか、認めるように記載して</u> はいかがでしょうか？ 人口減時代において、人・物・金のリソースは有限であり、他の公的な活動とも整合する合理的な活動が本支援にも求められます。例えば、行政機関等での兼務兼職、既存の公的団体（警察等）の参画、既存の施設（民間ホテル、公機関の研修・滞在・宿泊施設等）の活用などが考えられます。	地域の実情に応じて、それぞれの地域特性を考慮しながら、地域のニーズに応じた施策を検討・展開することを記載しております(p3)。
4	3	(6) 県と市町村の役割	<u>支援対象者（同伴者を含む）の個人情報の適正な取扱いに留意しつつ、個人情報の関係機関での共有を必ず行うこと、そのための規則を県・市町村で整備すること（あるいはすでにある規則を適用等すること）を記載して</u> はいかがでしょうか？ 本支援は絶え間ない支援、取りこぼさない支援を掲げられていますが、そのためには個人情報を適切に扱い、しっかりと関係機関で共有して支援を進めることが必要と考えます。 また、特に一時保護などでは安全のために至急の対応が必要となる場合があること、支援対象者が正常な判断をできない場合が想定されること、などから、必ずしも支援対象者の同意を得られないことも考えられます。そのため、支援対象者の同意がなくとも、すぐに情報が共有できることが望まれます。 また、 <u>支援内容に漏れが出ないように確認するため、支援対象者の個人情報を支援調整会議で共有して</u> はいかがでしょうか？	切れ目ない支援のためには、関係機関での情報共有が欠かせません。国が示す基本方針においても、効果的な支援を行うために、支援調整会議において、個人情報の取り扱いに十分留意しつつ情報共有が行われるよう記載されています。いただいたご意見は、支援調整会議設置時の参考とさせていただきます。
5	5	オ その他関係機関	<u>出入国在留管理庁を連携先として加えて</u> はいかがでしょうか？ 外国籍の方が支援対象となりますが、その方の在留資格が問題となる場合が想定されます。 また、支援対象者の意思等によっては速やかな帰国を進めることも一つの支援となりえることから、スムーズに帰国措置を進められる体制を予め県として想定されてはと考えます。	外国籍の方への支援については、在留資格の問題のみならず、ＤＶや医療など、幅広い内容が想定されることから、それらを包括して相談を受け付けている「外国人生活相談センター」との連携についての取組を追記しました（p17-18）。 出入国在留管理局との連携については、既に構成員として参画いただいている「ＤＶ対策連携支援ネットワーク会議」等を通じて、強化してまいりたいと考えています。
6	5	2(1) 令和５年度高知県困難な問題を抱える女性への支援に関するニーズ調査の結果	計画策定にあたって実施されたニーズ調査の報告書を読むと、調査対象者の選定方法が明確でない。 <u>高校4校、大学1校、また一般県民1,000人はどのように選定したのか。</u> 支援が必要な若年女性の中には、学校に通っていない人も一定数いるはずである（高校に進学せずに、あるいは高校を中退して働く人など）。そうした若年女性のニーズが計画に反映されていないのではないか。また高校生・大学生以外の困難な問題を抱える女性のニーズをとらえる場合、インターネットを利用したアンケート調査では十分にニーズをとらえることはできないことが想像できる（情報にアクセスできない、アンケート調査に回答する時間的・精神的余裕がないなど）。そのように <u>今回のニーズ調査では十分にカバーできていない層に対するヒアリング調査を実施し、よりニーズに沿った支援計画を策定することが必要だと考える。</u> （※ニーズ調査の報告書には「障害を持つ方など、この調査への回答が困難なケースについては、別途、関係機関への聞き取りにより、状況把握を行うこととする」と書かれているが、障害を持つ人以外にも今回のニーズ調査ではカバーできていない層がいると考えられるし、障害を持つ人等のニーズについて関係機関に聞き取りをした情報は支援計画案に書かれていない）	今回のニーズ調査で対象とした高校４校については、できるだけ様々な環境の生徒から回答が得られるよう、公立・私立、高知市内・郡部といった属性の異なる学校を選定し、ご協力いただける学校で実施することとしました。 大学については、ご協力いただける１大学での実施しましたが、回収率が大きく見込みを下回る結果となりました。 一般県民1,000人につきましては、予算や時間の関係上、インターネットモニターを活用した調査としました。 今回のニーズ調査のほかに関係機関への聞き取りもあわせて行っており、聞き取った内容については、計画に反映させております。

整理 番号	ご意見等			ご意見に対する考え方
	頁	該当箇所	内容	
7	5	2(1) 令和5年度 高知県困難 な問題を抱 える女性へ の支援に関 するニーズ 調査の結果	一般県民に対するアンケートの結果（p.26）では、若い世代よりも40代以上のほうがDV被害の経験があると回答している。 <u>中高年の女性も相談しやすい体制が必要</u> である。	中高年層にも安心して相談していただけるよう、量販店等でのチラシやカードの設置・配布を行うなど、引き続き啓発に取り組んでまいります。
8	5	2(1) 令和5年度 高知県困難 な問題を抱 える女性へ の支援に関 するニーズ 調査の結果	<u>ニーズ調査の結果の公開はパブリックコメント締切まで1週間を切った3月15日であった。意見の提出にあたり必要な情報であるので、パブリックコメント開始には公表することが必要だ</u> と考える。	ニーズ調査結果（全体版）をパブリックコメントの開始と同時に公表する予定でしたが、公表が予定よりも遅れる結果となりました。今後、パブリックコメントの際には、遅滞なく必要な情報を公表できるよう努めます。
9	5	2 現状と課題	本法のモデル事業（若年被害女性等支援事業）では東京都において住民監査請求が認容され、住民訴訟が起きるなど混乱が続いており、第211回国会でも多くの質疑が交わされています。このような混乱は、何よりも支援対象者のためになりません。 <u>県外で発現した課題ではありますが、モデル事業での課題ですので、計画にも記載されてはいかがでしょうか？また、同課題を詳細に認識されたうえで、混乱が起きぬよう、情報公開をしっかりと行い、透明性の高い支援活動となることを望みます。</u>	本計画については原案のとおりとさせていただきますが、情報公開に関してのご意見は、今後の業務の参考とさせていただきます。
10	13	(5) 民間団体の 効果的な運 営に向けた 支援の充実	民間団体の支援や連携について、 <u>厚生労働省が昨年3月24日に出した、モデル事業である若年被害女性等支援事業に携わる民間団体の適格性に関する通知（Q&A）を本事業でも遵守すると記載</u> されてはいかがでしょうか？ また、NPO等の民間支援団体は、例えばNPO法等の理念にもあるように、市民の緩やかな監視がなされることでその業務の適正化が進み、団体活動の正当性が担保できることから、 <u>県市長村には把握する各団体の情報を極力公にする、および／または市民の求めに応じて極力開示されることを望みます。</u>	令和5年3月24日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知「若年被害女性等支援事業に関するQ&A」は、特定の事業についての通知であり、本県では実施していないため、原案のとおりとさせていただきます。
11	17	1. 男女共同参 画の県民意 識の醸成	<u>未成年者になされる各種の教育・啓発については、学校外でなされるものも含め、公開されること、また、事前に保護者に通知されること、以上を記載してはいかがでしょうか？</u> 家庭による教育・啓発内容の定着、家庭を通じた地域社会での理解増進が期待されます。また、過去には様々な分野で行き過ぎた教育が問題となった事例があり、そのような事例を気にする保護者に対しては透明性の高い活動で応えることが重要と考えます。	教育機関における児童・生徒への教育の内容については、各機関が保護者に向けて計画等によりお示しすることを前提として、暴力根絶のための教育や児童・生徒の発達段階に応じた教育を実施することについて記載しております。
12	17	1. 男女共同参 画の県民意 識の醸成	<u>大学生向けのDVや性暴力の予防教育について、高校までと異なり、授業やイベントとして行う場合受講者が限られてしまう（今回のニーズ調査で大学生の回答者が少ないのはそのためではないかと思いました）ので、新入生向けのガイダンスに組み込むなど、幅広く聞いてもらえるよう工夫してほしい</u> です。	今後、大学との連携について検討していく際に参考とさせていただきます。

整理 番号	ご意見等			ご意見に対する考え方
	頁	該当箇所	内容	
13	17	1. 男女共同参画の県民意識の醸成	デートDVについての出前講座などは現在も行われているが、中高生では在学中に1回程度が多いのではないかと。外部講師を招いて学年全体でとなると日程のやりくり等でそうなるのかもしれないが、生徒の学校生活は日々のことでありデートDVは其中で起きている。 <u>予防教育をもっと日常的なものにしていくためには「教職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施」を充実徹底する必要がある。</u> 何故なら教職員は特別な日程を組まなくても、朝夕の伝達場面や学級での話し合い(テーマに関わらず)、ちょっとした雑談の中でもそのことに触れたり情報提供をしたり考えを聞いたりすることができる上に、生徒には実際に自分たちの身の回りにあることとして実感しながら考える場を提供することができるからだ。 そこで最も大切になるのが、教職員の人権意識やジェンダーに関する考え方である。接する場面の多い人は多くの影響力を持っている。例えばデートDVもDVも「単なるケンカではない。暴力は手段でありその目的は相手を自分の思い通りに動かし支配すること」を理解していなければ、そのカップルに起こった暴力に気づいても「もうしないと言っている」「悪かったと謝っている」「済んだことだ」などとデートDVの被害を受けた人の気持ちに添えず、表面的で再発を防ぐような対応ができないことも起こりうる。 ただ現状では教員自身に余裕がない。<u>児童も含め生徒の様子を見守ることができ、困難な状況をキャッチできるような体制(人員等)を拡充させることが必要だ。</u> またこの支援計画の対象者ともなっている「予期せず妊娠した若者等」を生む可能性もある。10～20代初めの妊娠は女性のライフプランに大きな影響を与え、働くことを考えた時、将来「女性の貧困」に陥る可能性も心配される。 <u>「DVを許さない社会づくり」(支援計画p.26)に示されているように「予防教育やDVに対する正しい理解を深めるために人権教育を継続的にを行い」県民の意識を醸成すると共に、特に教育、司法、行政、経済などにおいて指導的立場にある方が専門的な知識と理解を得る機会を設定して、暴力を許さない社会への道筋を明確に示す支援計画となり、同時にそれが実現できるような体制づくりに配慮が届くことを望んでいる。</u>	ご意見を踏まえ、教職員を対象とした人権教育や研修の実施を通して、日常的な予防教育につなげていけるよう、取組を記載しております。 また、教職員の体制につきましては、教育大綱及び教育振興基本計画に基づき、働き方改革を推進する中で、外部人材の活用等を進めることで、児童・生徒と向き合う時間を確保し、限られた時間の中で最大の教育効果を発揮することができるよう、引き続き取り組むこととしております。 今後も、ご意見を踏まえ、人権に関する啓発の継続的な実施による県民意識の醸成や、関係機関の連携強化、研修等に取り組み、困難な問題を抱える女性に対する支援体制の強化に取り組んでまいります。
14	17	(2) 暴力根絶のための教育・普及啓発	県内の在留外国人数は、昨年6月末現在で、74か国から5600人余りと、過去5年間で約1300人増加。在留資格別では、特定技能、技能実習が全体の約半数を占めており、最近では、こうした就労者の家族帯同が増える傾向にある。 これまでは、対象者数の少なかった「外国人等」も、今後さらに増加していくことが予想されることから、<u>各種相談窓口でのDVに関する広報・啓発においては、「やさしい日本語」を是非活用していただきたい。</u>	ご意見を踏まえ、外国の方からの相談も想定して、誰もが分かりやすい広報・啓発を行うよう努めてまいります。
15	18	(4) 性と生殖に関する健康と権利についての教育・啓発	施策1の「県民意識の醸成」では、<u>「(4)性と生殖に関する健康と権利についての教育・啓発」が、性別を問わず特に必要だと思う。</u>学校教育の中で、<u>子どものうちから自分の体について正しく学び、自分の体と権利を大切にする気持ちを養う機会を持てるようにしてほしい。</u>それが被害を受けたときに相談しようと思えたり、加害を踏みとどまったりするための大きな力になると思う。	教育委員会では、児童生徒が性に関する正しい知識を身につけるとともに、自他の命や心身を大切に考え意志決定・行動選択ができる態度を育むことを目的として、「性に関する指導の手引き」(令和4年5月高知県教育委員会)に基づく指導や産婦人科医等の外部講師と連携した指導を実施しております。ご意見を踏まえ、引き続き関係機関と連携を図りながら、児童生徒の発達段階に応じた指導に取り組んでまいります。
16	18	2. アウトリーチ等による早期の把握	<u>相談窓口に自分から行くことができない人、つながれない人こそ深刻な問題を抱えている場合があります、そこへの支援(情報収集やアウトリーチ等)に力を入れる必要があると思う。</u>自分が受けている被害に気付けない、独りで抱え込んでしまう人も多い現状があることを考えると、どんな些細なことでも話を聞いてもらえるような<u>数居の低い窓口(支援の場所)があればと思う。</u>	深刻な問題を抱えている方が支援につながるためには、アウトリーチの取組等が重要となりますので、効果的な取組ができるよう、今後も検討を重ねてまいります。また、居場所の提供等の取組から相談につながるよう取り組んでまいります。
17	19	(3) アウトリーチ等による早期の把握	支援計画案19ページ、<u>「中山間地域での出張カフェ等の開催」と具体的なことが書かれているが、これはどのような人を対象に何を行う予定なのか。実効性はあるのだろうか。</u>	中山間地域に住む女性が気軽に足を運び、社会とのつながりを形成するとともに、各種相談もできるイベントを実施することで、実効性のある取り組みとなるよう努めてまいります。

整理 番号	ご意見等			ご意見に対する考え方
	頁	該当箇所	内容	
18	20	(1) 女性相談支援センターにおける相談支援の充実	<u>「苦情処理」を「苦情対応」としてはいかがでしょうか？</u> 苦情として届く意見の中には事業の欠点をしっかりと指摘する内容も含まれる可能性があることから、「処理」のように全て捨て去るようなニュアンスの言葉ではなく、「対応」等のように必要に応じて掘り上げて対応する姿勢を持った言葉にするほうが良いように思います。	ご意見を踏まえ、「対応」に修正します。
19	21	(2) 関係機関における相談支援の充実	「外国人の支援相談者からの生活全般に関する相談の実施」については、当協会が県雇用労働政策課から業務委託を受けて「高知県外国人生活相談センター（ココフォーレ）」を開設しており、 <u>実際に相談窓口となる「ココフォーレ」を担当課等に記載していただきたい。</u>	ご意見を踏まえ、担当課等の記載を「商工政策課（外国人生活相談センター）」に修正します。
20	22	5. 一時保護体制の充実	<u>児童本人の権利を尊重した対応となるよう、記載を追記しては</u> <u>いかがでしょうか？</u> 特に児童個人の安全がしっかりと守られるよう、一時保護における対応が支援対象者のみを重視して児童本人を軽視した対応とならないようにせねばなりません。残念ながら、DV被害者がその子に対しては心ならずも虐待加害者になってしまう事例や、ヤングケアラーのように親と子の利害が相反してしまう場合など、支援対象者のみに寄り添った支援では同伴児童が救われない、あるいは救われるのに時間を要するケースが想定されます。 ※「8. 同伴児童等への支援」は「一時保護所や自立支援施設を退所した後」とあることから、上記記載の意図とは外れたものと解釈しています。	同伴児童への支援については、支援対象者への支援と同じく大変重要な視点であるため、「8. 同伴児童等への支援」(p24)の項目を設け、一時保護所等の入所中から退所後の支援について記載していますが、「一時保護所や自立支援施設を退所した後も」との記載が分かりづらいため、「一時保護所や女性自立支援施設の入所中だけでなく、退所した後も」に修正します。
21	23	(3) 関係機関が連携した同伴児童への支援	9. に記載の児童個人の安全を守る観点から、 <u>一時保護および自立支援所の利用時には同伴児童個人の心理カウンセリングや医療機関の受診を義務付けること、更にその結果に応じて受入機関は、本支援活動に限らず、適切な支援につなげるように記載</u> してはいかがでしょうか？	「8. 同伴児童等への支援」(p24)の取組として「(1) 同伴児童に対する心理的ケアの実施」を記載しており、児童の状況に応じて実施することから、原案のとおりとさせていただきます。
22	30	2. 民間団体との連携・協働強化	DV被害者支援においては相談、一時保護、同行支援、自立支援等の専門性が求められる。それを果たせる民間団体等は高知県には少ないし、高知市外で民間団体等から支援を受けることはさらに難しい。 この支援計画では民間団体等との協働が多く計画されているが、そのような専門性を有する団体の育成や現在活動をしている団体への支援を行うことを明らかにすることがこの計画の具体性を示すことになると期待する。	県では、民間シェルターを運営する団体への補助金事業を実施しているところですが、地域によって活用できる資源に偏りがあるなどの課題があるものと考えております。ご意見を参考に、民間団体の育成や支援について、引き続き検討を重ねてまいります。
23	31	IV「高知型地域共生社会」の実現に向けた地域福祉の推進	高知市以外に暮らす人への支援については、あったかふれあいセンターを拠点に計画されているように見えるが、高齢者向けの場所というイメージが根強くあるので、 <u>若年世代や外国人女性など幅広い人が集える工夫が必要だ</u> と思う。	本計画では、様々なきっかけから支援につながるができるよう、あったかふれあいセンターのほか、子ども食堂の取組の拡大や、新たに中山間地域で出張カフェを開く取組についても実施することとしています。今後も、様々な方が繋がりを持てるよう、検討を重ねてまいります。
24	31	IV「高知型地域共生社会」の実現に向けた地域福祉の推進	民間団体としてあったかふれあいセンターや子ども食堂が示されたのはこの支援計画にはDV防止法に合わせて困難女性支援法も含まれるためと思われる。 県内に多数あるあったかふれあいセンターは県民の日常生活的な生活の悩みを聞く機会や場所として相応しいかもしれないが、そこにはこの二つの法律が解決しようとしている困難にアンテナが立てられているだろうか。 <u>困難を抱える女性が相談につながる広く親しみやすい窓口として活用を考えると、そこで対応する担当者にDVやジェンダーに対する理解やまたそのための研修の機会が保障されることを望む。</u>	支援に携わる職員が専門的知識を身につけることは必須であるため、研修機会の確保など、今後の業務の参考とさせていただきます。

整理 番号	ご意見等			ご意見に対する考え方
	頁	該当箇所	内容	
25	33	2. 目標（KPI）	<u>目標の項目に支援そのものの成果・効果が分かる指標を加えては</u>いかでしょうか？あるいは、2年の期間で必達の目標とすることが難しければ、<u>モニタリングのみの項目として設定しては</u>いかでしょうか？ 現在記載されている目標はいずれも支援そのものの成果ではなく、認知度向上も含めて支援体制の整備です。相応の期間を持つ計画ですから、体制の整備のみが目標とされてしまい、支援の効果への意識付けがおろそかになることを懸念します。例えば、自立につなげた人数や相談・保護等の実施人数など、課題として調査された結果を参考にして項目を立てることができないでしょうか？	「自立」の形は対象者によって異なり、客観的な指標とすることは難しく、また、相談や保護の実施人数については、引き続き確認して公表しますが、数の多寡によって成果や効果として評価できるものでないと考えます。このことから、本計画における目標は原案のとおりとさせていただきますが、いただいたご意見につきましては、今後、目標の設定の検討を行う際に参考にさせていただきます。
26	33	3. 取組状況の公表関係機関の連携強化	進捗状況を毎年度公表すると明記されることは大変にありがたいです。 <u>支援調整会議の内容については、資料・議事録等および同会議そのものについて、なるべく公開されることが望まれます。</u> また、<u>進捗状況はKPIだけでなく活動全体について把握されることや、計画の見直しに当たっては改定案の策定前に取組状況のレビューが公開されることも記載をご検討いただければと思います。</u>	本計画は原案のとおりとさせていただきますが、いただいたご意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
27	—	全体	支援対象者の「困難な問題を抱える女性」とは、「性的な被害や、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）」とされているが、具体的な支援施策において対象とされているのはDV被害を受けた若年、現役層に偏っているように思いました。もちろんそうした層への支援は必要ですが、<u>例えば医療的ケア児を育てる女性のキャリアが断絶されがちであることや単身高齢女性の貧困が多いことなど、施策においては想定されていない対象もいるのではないかと思います。</u>	本計画においては、「日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性」の全てを対象としております。いただいたご意見も参考に今後も施策の充実に向けた検討を重ね、様々な困難を抱える女性への支援体制の充実に努めてまいります。

「高知県困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援計画（案）」関係課等からの意見への対応一覧

整理 番号	ご意見等		ご意見に対する考え方
	該当箇所	内容	
1	p5 (1) 令和5年度 高知県困難 な問題を抱 える女性へ の支援に関 するニーズ 調査の結果	県支援計画策定にあたり、若年層及び県民女性のニーズ調査をしたことは大変有意義であり、潜在的なニーズを持つ女性が少なくないこと、また支援機関が認知されておらず、支援に繋がりにくい問題があることが明らかになった。 しかしながら、実際に支援が必要な女性の実態が十分に明らかになったとは言えない。ヒアリングした支援団体に繋がっている女性など、より支援が必要な女性の実態、事例等も含めた支援の詳細が明らかになるような調査を施行後も継続して実施してほしい。	支援の必要な方の状況について、より詳細に把握するための調査の実施について検討してまいります。
2	p6 一般県民へ の調査結果 (概要)	年代が若いほど、「友人知人の割合が高く」、の後に、20歳代が「相談できる相手がいない」で突出している、と続くのは、やや一貫性がない印象のため、文章を区切ってはどうか。 また、②で「20歳代で突出して多く、その回答割合は4割を超えています。」とあり、約2割を「突出して」とするのは違和感があり削除してはと考える。	ご意見を踏まえ修正しました。
3	p6 (2) 県内の女性 を取り巻く 状況	DPI障害女性ネットワークなどの調査結果を活用し、障害と女性という複合的な困難を抱え複合差別を受ける女性の問題がいままで不可視可されてきた（障害者福祉サービスは受けていても、一人の女性という視点で支援をされてこなかった）ことを明記してほしい。	ご意見を踏まえ、障害をもつ女性が抱える複合的な困難についての記載を追加しました。
4	p6 (2) 県内の女性 を取り巻く 状況	①～④の中で③の説明分量が最も多く（原文13行）、データに加えて国の報告、県の事案にかかる提言を記載しており、重要なこととはいえ、他の3項目とバランスを欠いている。説明の分量で重要度の印象も変わるため、③の3、4段落を削除してはどうか。 難しい場合は、他の項目の補足説明をしてはどうか。	③の記載を残し、他の項目の県内の状況についての記載を追加しました。
5	p7 ② DV、セク リュアル・ ハラスメン ト、性的被 害等	県内の状況としながら、「社会には…」と始まる一般論の印象を受けました。可能ならば、データを追加して県内の状況を補足説明してはどうか。やや説明が少なく感じる。	県内の状況についての記載を追加しました。
6	p13 (3) 一時保護委 託先の拡充 による幅広 い対象者へ の対応	「一時保護委託先の拡充」という表現について、P13の本文には連携強化、積極的活用とはありますが、「拡充」を直接説明する言葉はなく、P23「(2) 一時保護委託の充実」にそろえた方が良いと思う。	ご指摘のとおり修正しました。
7	p14 (6) 市町村の女 性相談支援 員の体制の 強化	高知県は市町村への配置がまだのため、体制強化ではなく、「配置の促進」などの表現に変更し、その旨の文章を追加した方が良いと思う。	ご意見を踏まえ修正しました。
8	p17 1. 男女共同参 画の県民意 識の醸成	「男女共同参画やアンコンシャス・バイアスの解消」という文脈だけでは、男女共同参画の解消も意味すると読み取れるため、「男女共同参画の推進や…」としてはどうか。 また、表の(1)で「固定的な役割分担意識の解消」としているため、言葉を合わせた方がわかりやすと考える。 なお、「アンコンシャス・バイアス」を残す場合は、文末の「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルスアンドライツ）」と表記をそろえて、「性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に変更する必要があると思う。	ご意見を踏まえ修正しました。
9	p19 (3) アウトリー チ等による 支援対象者 の早期の把 握	中山間地域のみならず、市街地でも出張カフェを実施してほしい。特に若年女性は（中山間地域出身・在住であっても）高知市など、便利の良い場所でカフェを利用したり、集まる機会が多いと思われる。	ご意見を踏まえ、開催について検討してまいります。

「高知県困難な問題を抱える女性及びＤＶ被害者への支援計画（案）」関係課等からの意見への対応一覧

整理 番号	ご意見等		ご意見に対する考え方
	該当箇所	内容	
10	p25 9. 支援対象者に寄り添った自立支援	支援対象者によりそった自立支援で、ソーシャルワークの重要性を明記しているが、それができる専門職（社会福祉士、精神保健福祉士等）の配置や専門性を担保する女性支援の研修が必要。 また、「高知型地域共生社会」においてあったかふれあいセンターを含めた地域福祉の担い手及び、現在の障害者・高齢者の事業所、児童福祉施設など、既存の社会福祉機関・施設や医療機関において困難女性やＤＶ被害女性について知識やスキルを持つ支援者の育成が重要。 地域の支援者や担い手が、ジェンダーの視点がなく、性別役割分業などジェンダー規範に基づく言動をすることで、二次被害となり、支援につながる障壁となる可能性もある。地域づくりのみで、困難女性支援ができるようになるわけではなく、女性支援の専門的知識を持ち、ジェンダー問題に熱意のある人がどの程度いるかで地域での支援体制が変わっていくという視点が必要と考えられる。	ご指摘のとおり、支援に携わる職員が専門的知識を身につけることは必須であるため、研修機会の確保など、今後の業務の参考とさせていただきます。
11	p27 2. ＤＶ被害者の早期の把握、安心して相談できる体制づくり	「同性の相談者が対応」、「被害に関する同じ質問をしないような工夫」など、ＤＶ、性被害者の方が安心して相談ができる体制を詳しく記入して欲しい。	体制の詳細につきましては、それぞれの取組の中で検討することとし、記載は原案のとおりとさせていただきますが、ニーズ調査の結果からも、「同性に相談できること」は安心して相談ができる体制を整える上で重要なことです。今後も相談体制の充実に努めてまいります。
12	p28 (1) 関係機関の連携による一時保護と安全の確保	司法手続きに関する支援の中に、検察庁の取組として「被害相談、刑事裁判の結果等の情報提供」を追加してはどうか。 検察庁においては、刑事事件の犯罪被害に関する相談先として「被害者ホットライン」088-872-9190（FAX兼用）を設けているほか、犯罪被害者へ事件の処分結果、刑事裁判の結果、加害者の受刑中の刑務所における処遇状況、刑務所からの出所時期などに関する情報を提供できるよう被害者等通知制度を設けている。	ご意見のとおり追記させていただきました。
13	p31 3. 関係機関の連携強化	困難女性は、既存の機関では、主に市町村社会福祉協議会が委託されている生活困窮者自立支援制度やシェルター、市町村の生活保護制度の窓口、あるいは既存の社会福祉施設（現在の障害者・高齢者の事業所、児童福祉施設など：再掲）に繋がっていたと考えられる。これらの既存の社会資源において、困難女性やDV被害女性の問題を理解し、的確にアセスメントができる知識やスキルを持つ支援者の育成や研修が必要。 また、県社協では、昨年「生理の貧困」事業（女性活躍）を県から委託され、支援者の研修、市町村社協や公的窓口への生理用品の配布を通じたアウトリーチ支援を始めていたが、委託事業者が変更し、それらが中断されてしまったことが残念である。単年度事業では成果が出ず、長期的に継続して周知を広げ、アウトリーチできる場所を県下の市町村に広げていくことが必要。そのためには、県社協のようなネットワーク会議ができ福祉的な支援で関われる事業者が継続して委託されていくことが重要と考える。	市町村社会福祉協議会や社会福祉施設の職員に対して、困難女性やDV被害者についての知識やスキルを持っていただくための研修実施について検討します。 「生理の貧困」事業については、今後、高知県社会福祉協議会とも協議しながら、効果的な実施について検討してまいります。
14	p33 2. 目標（KPI）	上位計画との整合性の観点から、今回は２年間のみの計画であるが、その後の５？年間を見据えた計画として、中長期的な目標とこの先２年間の目標（ゴール）を区別したうえで、優先順位の高い目標やKPIを今回の計画に反映してほしい。たとえば、女性自立支援員を設置することや育成研修、支援調整会議の運営支援などは、この２年間に必要である。	女性相談支援員の配置、育成のための研修受講者数をKPIとして設定しています。